令和８年度太田市ネーミングライツ募集要項

第１　ネーミングライツ導入の目的

太田市では、市民サービスのさらなる向上を図ることを目的とし、ネーミングライツを本格的に導入します。具体的には、以下の目的により導入します。

ア　安定的な財源確保による持続可能な施設運営を図る

イ　民間資源やノウハウ等の活用により、施設の魅力向上や地域の活性化を図る

第２　ネーミングライツの概要

市との契約により、市有施設に愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業など（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価等を得て、施設等の持続可能な運営に資するものです。ネーミングライツの導入により市が得た対価については、原則として当該施設の維持管理や運営に活用されます。

第３　対象施設

対象施設は以下のとおりです。なお、太田市新田文化会館及び太田市新田総合体育館については、一体的に（１つの施設とみなして）公募を実施します。また、各施設の詳細は、別紙「ネーミングライツ対象施設概要書」をご覧ください。

案件番号	施設名称	所在地
1	太田市新田文化会館 太田市新田総合体育館	太田市新田金井町 607 番地
2	太田市運動公園野球場	太田市飯塚町 1059 番地 1
3	太田市運動公園陸上競技場	太田市飯塚町 1059 番地 1
4	太田市運動公園サッカー・ラグビー場	太田市飯塚町 1059 番地 1
5	太田市武道館	太田市内ケ島町 384 番地 2
6	ドッグパークおおた	太田市上強戸町 2079 番地 3 （太田市八王子山公園内）

第４　募集概要

１　基準価格

今回の募集において、基準価格を以下のとおり設定します。なお、基準価格は審査の基準であり、基準価格を下回る提案を妨げるものではありません。施設の魅力向上や地域活性化に関する提案など金銭によらない対価も評価の対象とします。ただし、金銭によらない対価のみの提案とすることはできません。

案件番号	施設名称	基準価格（年額・税抜）
1	太田市新田文化会館 太田市新田総合体育館	５００万円
2	太田市運動公園野球場	５００万円
3	太田市運動公園陸上競技場	３００万円
4	太田市運動公園サッカー・ラグビー場	１００万円
5	太田市武道館	５０万円
6	ドッグパークおおた	５０万円

※１者あたりの応募案件数に上限はありません。

２　愛称使用開始日及び愛称使用希望期間

愛称使用開始日及び市が定める愛称使用希望期間は以下のとおりです。愛称を使用する期間は提案に基づき決定しますが、安定したネーミングライツの運用に資するため、契約希望期間も評価の対象とします。

⑴　愛称使用開始日　　令和９年４月１日

⑵　愛称使用希望期間　　５年から 10 年

３　愛称付与の条件

愛称は、ネーミングライツパートナーの企業名や商品名等を付与することができるものとします。ただし、施設の特性や設置目的等を踏まえ、親しみやすさや呼びやすさ等の点から、市民の理解が得られるものとします。なお、ロゴマークのみの表示はできません。また、１施設あたりに付与できる企業名や商品名等はひとつに限り、以下の「⑴全体条件」と「⑵施設別条件」のいずれも満たす愛称とします。

⑴　全体条件

以下のア～クのいずれにも該当しないもの。

ア　個人名を使用したもの

イ　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
ウ　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
エ　人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
オ　政治性又は宗教性のあるもの
カ　社会問題についての主義主張を含めるもの
キ　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
ク　その他広告として不適当であると認められるもの

⑵　施設別条件

以下の条件を満たすもの。

施設	条件
太田市新田文化会館(※１)	「エアリスホールおおた(※２)」を含むこと
太田市新田総合体育館(※１)	「エアリスアリーナおおた(※２)」を含むこと
太田市運動公園野球場	「おおた(※２)」を含むこと
太田市運動公園陸上競技場	
太田市運動公園サッカー・ラグビー場	
太田市武道館	
ドッグパークおおた	「ドッグパークおおた」を含むこと

※１　太田市新田文化会館と太田市新田総合体育館に付与する愛称は、同一の企業名等とします。

例１）・〇〇エアリスホールおおた
・〇〇エアリスアリーナおおた　→可

例２）・〇〇エアリスホールおおた
・●●●エアリスアリーナおおた　→不可

例３）・〇〇エアリスホールおおた
・エアリスアリーナおおた〇〇　→不可

※２　「おおた」のほかに、「太田」や「OTA（小文字でも可)」でも差し支えありません。

４　愛称の取扱い

ネーミングライツ導入後は、市は愛称等を積極的に使用しますが、条例上の施設名称の変更は行いません。よって、議会等の対応において必要な場合は、愛称ではなく条例上の名称を使用します。また、場合により愛称が定着するまでの一定期間（概ね１年程度)、条例上の名称を併記することがあります。

5　施設への愛称の表示に関する設置基準

太田市景観条例及び太田市屋外広告物条例（平成 22 年条例第 24 号）を遵守するほか、以下のとおりとします。

ア　愛称以外の表示はできません。なお、ロゴマークについては、愛称が記載された看板等に併置する場合に限り、市と協議の上、認めるものとします。

イ　蛍光色や反射性のある色など、周辺の景観と調和しないものは不可とします。

ウ　デザイン、設置箇所、及び設置方法等は、市と調整の上、決定するものとします。よって、周辺地域への影響の大きさや、愛称表示としての妥当性が認められないなどの理由により、デザイン、設置箇所及び設置方法等の変更を求める場合があります。なお、変更を求めた場合でも、ネーミングライツ料等の変更はできません。

6　ネーミングライツパートナーのメリット

ネーミングライツパートナーのメリットは以下のとおりです。なお、オについては、施設の設置目的や関係法令等を踏まえ、市との協議により、決定するものとします。

ア　施設看板等への愛称の標示

イ　施設パンフレット等への愛称の記載

ウ　広報媒体やホームページ等による広報

エ　関係機関への愛称使用の周知、働きかけ

オ　施設内へのパートナー企業のＰＲ・商品展示スペースの確保など

7　費用負担

ネーミングライツの使用に関する費用負担については、以下のとおりとします。

内容	市	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
契約締結に関する費用		○
施設内外の看板や道路標識等の表示変更（※１）		○
契約期間終了後の原状回復		○
市ホームページ、市が発行するパンフレットや封筒等の表示変更（※２）	○	

※１　市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行ってください。

※２　市が発行するパンフレットや封筒等の切り替え時期については、残部数等を考慮し、協議の上、決定します。

第５　応募方法

１　応募資格

政治団体、宗教団体、公職にある者が役員を務める団体及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当するものや以下ア～ナに掲げる業種または事業者等を除き、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人や団体とします。なお、命名権等の転貸借は認めません。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
イ　風俗営業類似の業種
ウ　消費者金融の業種
エ　債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者
オ　ギャンブルに関する業種
カ　投機的商品に関する業種
キ　たばこに関する業種
ク　占い、運勢判断に関する業種
ケ　興信所・探偵事務所等の私的な秘密事項の調査に関する業種
コ　法律の定めのない医業類似行為を行う施設事業者
サ　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
シ　各種法令に違反している事業者
ス　行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれない事業者
セ　納めるべき税金を滞納している事業者
ソ　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
タ　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
チ　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
ツ　不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者
テ　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第２条第２号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業者
ト　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）及び暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人等並びに暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
ナ　その他本市の社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

２　提出書類

以下の書類を持参または郵送にて応募してください。提出部数は１部とします。なお、複数施設について応募する場合、イ～オは１部の提出で差し支えありません。また、提出後の応募書類の変更や返却は対応いたしかねますので、ご了承ください。

ア　提案書（様式１）
イ　法人登記事項証明書
ウ　応募者の概要が分かるもの
エ　直近３か年分の決算報告
オ　直近１か年分の納税証明書（法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税）
カ　商品の概要が分かるもの（※愛称名が商品の場合に限る。）

３　募集期間

令和８年 11 月 25 日(水)～令和８年 12 月 24 日(木)（土・日曜日、祝日を除く。）
※太田市役所の窓口受付時間は午前９時から午後４時 30 分です。持参による提出の場合、窓口受付時間内にご提出ください。
※郵送の場合、12 月 24 日(木)必着とします。

第６　愛称の使用開始までの予定スケジュール

愛称の使用開始までの予定スケジュールは以下のとおりです。

日程	内容
令和９年１月中	優先交渉権者決定
	契約締結に向けた協議
令和９年２月～３月	契約締結
	表示等変更準備
令和９年４月１日	愛称使用開始

第７　審査方法

愛称ほか提案内容については、市が設置するネーミングライツパートナー審査委員会において、厳正な審査の上、優先交渉権者を選定します。なお、検討の結果、愛称の再提案を求める場合があります。また、提案内容を総合的に勘案の上、ネーミングライツの導入が適当ではないと判断される場合は、優先交渉権者を選定しない場合もありますので、ご了承ください。

1　審査基準

審査の基準は以下のとおりです。

審査項目	内容	配点
ネーミングライツ料	・基準価格を 30 点とし、提案価格との割合による。 例)提案価格 300 万円、基準価格 200 万円の場合 30 点×(300÷200) ＝45 点 ※小数点以下四捨五入	50 点
附帯的提案	・施設の魅力向上や地域の活性化を図る提案となっているか。	20 点
地域貢献度	・地域社会への貢献が図られているか。	10 点
愛称	・呼びやすく、分かりやすい愛称となっているか。 ・市民に親しまれる名称となっているか。	10 点
契約期間	・安定したネーミングライツの運用に資する期間となっているか。	5 点
経営の健全度	・応募者の経営状況は健全か。	5 点
合計		100 点

2　審査結果

審査後、審査結果を全ての応募者に文書等で通知します。

第８　契約

1　契約締結

市と優先交渉権者との間で契約条件等の協議が整った場合は、契約を締結します。なお、協議が整わない場合は、次点となった企業等と協議を行います。また、契約締結後は速やかに契約締結内容を市のホームページ等で公表します。

2　契約の解除

以下の事由が生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。この場合における原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

また、市の事情や責により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は市が負担するものとします。

ア　第５に規定する応募資格要件を欠くことが判明した場合

イ　市が指定する期日までにネーミングライツ料が納入されない場合

ウ　ネーミングライツパートナーの信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合

エ　ネーミングライツパートナーの事情や瑕疵により、愛称の維持が困難である場合

3　契約の変更

施設利用者の混乱をさけるため、契約締結後の愛称の変更は原則認めません。ただし、市及びネーミングライツパートナーは、災害その他のやむを得ない事由により契約の履行に支障があると判断される場合は、双方の合意に基づき契約内容を変更することができるものとします。

4　契約の更新

市がネーミングライツの継続実施を判断した場合、現ネーミングライツパートナーと優先的に交渉を行うものとします。この場合においても、現ネーミングライツパートナーからの応募書類の提出によりネーミングライツパートナー審査委員会における検討を行い、決定するものとします。

第９　留意事項

1　ネーミングライツ料の納付

ネーミングライツ料については、年度ごとに一括納付するものとします。契約初年度は愛称の使用開始から 30 日以内に、翌年度以降は毎年度４月末日までに、市の発行する納入通知書により、太田市の指定金融機関又は収納代理金融機関にて、お支払いいただきます。

2　ネーミングライツ料の返還

既に納めていただいたネーミングライツ料については、返還しないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りではありません。

3　リスク分担

ネーミングライツパートナーが設置または変更した看板等により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーがその責任を負うものとします。その他、定めのないリスクが生じた場合の分担は、双方協議の上、決定するものとします。

第 10　応募・お問い合わせ先

太田市役所　おおた未来戦略部　行政マネジメント課　資産マネジメント係
住　　所　〒373-8718　群馬県太田市浜町２番 35 号
電話番号　0276-47-1811
E-mail　005250@mx.city.ota.gunma.jp